

諮詢第 11 号

昭島都市計画特別用途地区

立川基地跡地広域行政機能地区の変更（昭島市決定）

昭島都市計画特別用途地区立川基地跡地広域行政機能地区を次のように変更する。

種類	面積	備 考
立川基地跡地広域行政機能地区	約 20.2ha	<p>〔緩和内容の概要〕</p> <p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 6 項の規定にかかわらず、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 3 条に定める刑事施設並びに少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条及び第 4 条に定める少年院に附属する次に掲げる建築物を建築することができる。</p> <p>（1）原動機を使用する作業場 （2）空気圧縮機を使用する作業場 （3）研磨機による金属の乾燥研磨をする作業場 （4）アセチレンガスを用いる金属の工作をする作業場 （5）瓦、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るっぽ又はほうろう鉄器を製造する作業場 （6）引火性溶剤を用いるドライクリーニングを行う洗濯場 （7）その他市長が周辺の居住環境を害するおそれがないと認めるもの</p>
合計	約 20.2ha	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

「婦人補導院法」の廃止に伴い、婦人補導院を表記から削除するため、特別用途地区を変更する。

変更概要（ 部分が変更の部分）

番号	種類	変更事項	
		変更前	変更後
1	立川基地跡地 広域行政機能地区	<p>〔緩和内容の概要〕</p> <p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 6 項の規定にかかわらず、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 3 条に定める刑事施設、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条及び第 4 条に定める少年院並びに婦人補導院法（昭和 33 年法律第 17 号）第 1 条第 1 項に定める婦人補導院に附属する次に掲げる建築物を建築することができる。</p> <p>（以下略）</p>	<p>〔緩和内容の概要〕</p> <p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 6 項の規定にかかわらず、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 3 条に定める刑事施設並びに少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条及び第 4 条に定める少年院に附属する次に掲げる建築物を建築することができる。</p> <p>（以下略）</p>

昭島都市計画特別用途地区 立川基地跡地広域行政機能地区総括圖

〔昭島市決定〕 縮尺=1:10,000

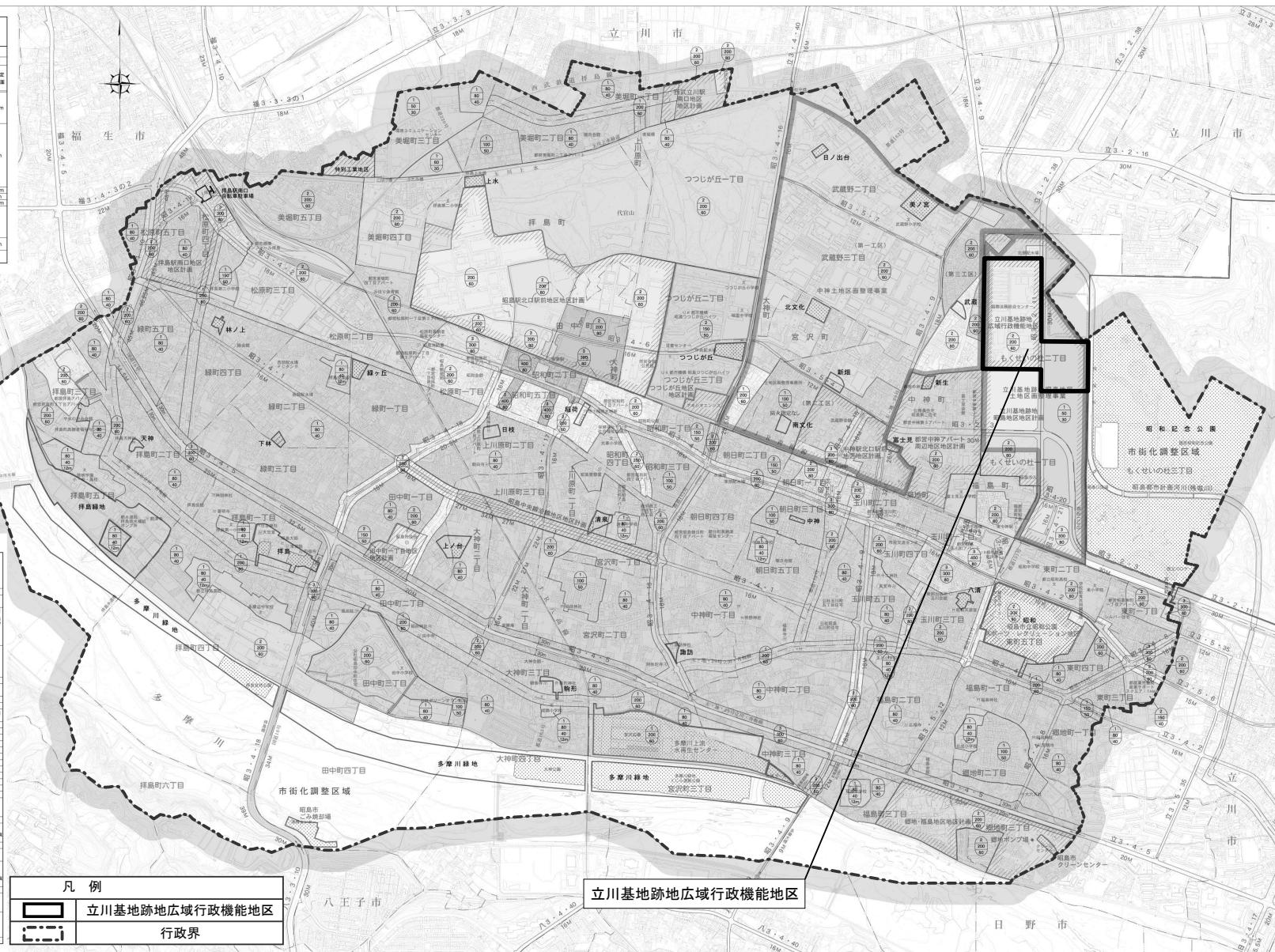
縮尺=1:10,000

凡例

用途地域内の建築物の用途制限

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり別表があります。

①、②、③、④、▲、■：面積、階数等の制限あり



*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである

ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(経営戸籍) 11. 都市計画規則 第25条 会社の年1月15日

（承認番号）31都市基街都第203号、令和元年11月19日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総面積2,500分の1の地図を使用して作成した

（承認番号）31 都基交測第 79 号、令和元年11月8日

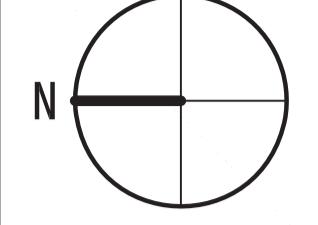
SOLAR ENERGY 10 (1993) 101-108

1 : 10,000

昭島都市計画特別用途地区 立川基地跡地広域行政機能地区

計画圖

〔昭島市決定〕



立川市

昭島市

都市計画公園界

見通し線

界地效萬

線通し線

河川七謡

11

分筆

0.0

10

11/2011

100

11

Figure 1. A schematic diagram of the experimental setup.

道路

道路

0 25 50 100

0 25 50 100

凡 例				
番号	特別用途地区	面積 約 ha		行政界
	立川基地跡地広域行政機能地区	20.2	-----	